

第8章

ウラマー指導体制下での汎マレーシア・イスラーム党(PAS)

イスラーム主義と民族問題のはざままで

川 端 隆 史

はじめに マハティール政権とイスラーム

マハティール(Mahathir Mohamad)政権期は、一見すると、1980年代半ば以降の持続的な高度経済成長の維持とそれに支えられた国民の支持による安定的な政治が維持されたかに見える時代であった。事実、これまでの研究では、そうした面からの分析が多くを占めてきた。しかしマハティール政権期には、イスラーム主義⁽¹⁾を標榜する野党である汎マレーシア・イスラーム党(Parti Islam SeMalaysia: PAS)が躍進し、イスラームをめぐる政治が先鋭化したという側面もある。1990年総選挙以降PASは、マレーシア全13州のうち、ただ2州だけマレー人人口が約95%を占めるクランタン州およびトレンガヌ州⁽²⁾という、マレー政治においてきわめて重要な意味をもつ州で政権を掌握した。

マレーシアでは人口の約3分の2をムスリムが占め、憲法第3条においてはイスラームが公式の宗教と規定している。また、憲法第160条は、マレー人の定義として、(1)イスラームを信仰していること、(2)習慣的にマレー語を話すこと、(3)マレーの慣習(adat)に従っていることの3点をあげている。したがって、憲法上、マレー人のアイデンティティにとって、イスラームは不可欠の構成要素のひとつと位置づけられていることがわかる。また、憲法第9附則では、イスラームに関する事柄は州政府管轄事項となっている。同時

に、憲法第3条は他の宗教の信教の自由も保障している。

こうした公的なイスラームの地位から、独立以降今日に至るまで、イスラームをめぐる議論は、時宜に応じての濃淡はあるが、マレーシア社会において重要な要素であり続けている。伝統的なマレー社会の長であるスルタンは、憲法上、イスラームの長という位置付けであるが、基本的に政治に直接介入することはない。また、国家ファトワー⁽³⁾委員会 (Jawatankuasa Fatwa Kebangsaan, National Fatwa Council) は首相府の下にあり、ムフティー⁽⁴⁾の自由な判断でファトワーが乱発されるようなことや、首相の判断を超えて政策に影響を与えることもない。そのため、政治の場におけるイスラームをめぐる言説は、ムスリム人口の圧倒的多数を占めるマレー人が中心となって形成し、歴代の首相を輩出してきた与党統一マレー人国民組織 (United Malays National Organisation: UMNO) と野党PASが支配してきたといえよう。

マハティールが首相に就任した1981年は、1970年代からすでに国内において高揚を見せつつあったイスラーム化を促進するダクワ運動 (dakwah movement)⁽⁵⁾が重要な政治課題のひとつとなっていた。この間UMNOは、政府・与党として主導的に各種の政策にイスラーム的な要素を反映させ、また、自らを実質的な母体とする各種NGO等の団体を設置し、社会的な影響力をも浸透させてきた。

一方でPASは、イスラーム主義を前面に掲げる唯一合法的に登録された野党として選挙や議会政治に参加しつつ、非UMNO的な言説の担い手として機能してきている⁽⁶⁾。UMNOと同様に、PASも党を母体とするNGOを形成したり、マレーシア・イスラーム青年隊 (Angkatan Belia Islam Malaysia: ABIM)⁽⁷⁾やマレーシア・ウラマー⁽⁸⁾協会 (Persatuan Ulama Malaysia: PUM) といった既存のイスラーム団体との人的つながりを通じて、政治の場のみならず、社会的にも少なくない影響を与えてきた⁽⁹⁾。とくに、マハティール政権下のPASは、第1に、党指導者がマレー・ナショナリズムにより重きを置く人物からイスラーム主義により重きを置く人物へ交代し、党の指導イデオロギーの転換を経験した。第2に、党の制度としては、新たにウラマー評議会が設置され、ウラマーによる指導体制が確立した。以上2点において、マハティール

ル政権期のPASは転換期を迎えたといえる。こうしたPASの変化は、UMNOとの間のマレー政治に関する議論に大きな影響を及ぼし、一般的にイスラーム主義運動に慎重な姿勢をとる非ムスリム社会における関心も惹起した。

マハティール政権下においては、国家の開発方針がマレー・ナショナリズムに重きを置いた新経済政策（New Economic Policy: NEP）からマレーシア・ナショナリズムをそれぞれの民族の利益の上位に位置づけるビジョン2020にもとづいた政策へと大きな転換が行われた。これにともなう諸政策の実施と受容の結果、民族「間」関係のあり方にも変化が生じた。とくに、マレーシア・ナショナリズムの優位のもとでのマレー・ナショナリズムの抑制は、マレー人アイデンティティのもうひとつの支柱であるイスラーム主義の重要性を相対的に高めた。その結果、イスラーム主義運動がより活発に展開され、非ムスリムとの民族間関係のみならず、ムスリム同士の民族「内」関係に新たな争点をもたらした⁽¹⁰⁾。こうした潮流のなかでPASは、ウラマー評議会を設置してウラマーによる指導を確立しUMNOとの違いを明確化していった。すなわち、PASは、UMNOに対抗する「もうひとつのイスラーム勢力」として、イスラームに関する言説において重要な役割を担ってきたのである。

ところがこの時期のPASに関する先行研究は限られたものとなっている⁽¹¹⁾。また、マハティール政権下で民族問題のあり方や争点が変わっていきながら、イスラーム主義を前面に打ち出したPASがどのように民族問題に対応したかについては、従来の研究では深く議論されていない。

そこで、本章では、マハティール政権下におけるPASという「もうひとつのイスラーム勢力」の立場から、イスラーム主義と民族問題の関係についての分析を試みる。まず、第1節においては、ウラマー評議会体制成立以前のPASの動向を概観する。第2節では、ウラマーが党の中核を占め、ウラマー評議会を設置し、「もうひとつのイスラーム勢力」としての地位を確立しつつ、州政権を獲得していく過程を明らかにする。第3節では、PASが州政権を導入を試みたイスラーム刑法をめぐる発生したその他の勢力との間の論争を整理し、党年次報告書を通じてPASの対応を分析する。最後に、第4節では、

以上の議論を踏まえて、PASのイスラーム促進政策の展開が民族問題に与えた新たな影響について考察する。

本章でいうマレー・ナショナリズムとマレーシア・ナショナリズムは、第2章にならった定義とする。すなわち、前者は他民族国家の存在を前提に、その枠組み内における民族利益の実現を目指す思想・運動（エスノ・ナショナリズム）である。後者は民族の別にかかわらず、マレーシア国民全体の利益を目指す思想・運動である。

なお、先行研究においては、マハティール政権が行ったイスラーム政策は、英語ではIslamization、マレー語ではIslamisasiという用語がほぼ確立している。ただし、定義についてはさまざまな説があり、この議論に深く立ち入ることは本章の目的ではない。一般的な先行研究に従うと「イスラーム化」とは、「イスラームもしくはイスラーム的とみなされている信仰・思想・行動・象徴などが、人びと・集団・国家・地域などに受容され、さらに制度や組織の面にも浸透していく社会的・文化的過程」（大塚編 [2001: 126]）である。本章では、連邦政府や州政府がイスラーム的価値を政策に反映しようとすることは、鳥居 [2003] に従い「イスラーム促進政策」と呼ぶことにする⁽¹²⁾。また、本書の人名表記については、原則的に、称号等を省くこととしている。しかし、イスラームをめぐる政治、とくに草の根レベルにおいては、イスラームにかかわる尊称・称号等がその人物の権威や正統性にかかわってくることから、本章においては、Tuan Guru（イスラーム教師のなかでも地位があり尊敬を受けている教師に対する呼称）、Ustaz（イスラームの教師に対する呼称）、Haji（メッカ巡礼を行った者に対する称号）等も例外的に表記することとした。

第1節 ウラマー評議会体制成立以前のPAS

1. PASとUMNOにおけるイスラームの位置づけ

UMNOとPASは、それぞれ独自にイスラームについての主張を展開してきている。両党のイスラームに対する姿勢の違いは、党の基本方針を示す党規約に端的に現われており、結党当初からほぼ一貫した内容となっている。

まず、UMNOは、党規約第3条において、「UMNOは、マレー人の民族的理想を支持し、民族、宗教、国家の尊厳と地位を永遠のものとするために闘う政党である」との原則を謳う。そのうえで、UMNOの目的は「国家の独立を守る」(第1項)、「連邦憲法、州憲法および立憲君主制の擁護」(第2項)、「国教たるイスラームと信教自由の原則の擁護および促進」(第3項)、「議会制民主主義を实践しつつ国民の忠誠、社会正義を擁護し、マレー民族、プミプトラおよびマレーシア国民一般の経済を発展させる」(第4項)、「国語としてのマレー語の地位およびマレー文化を基本とした国民文化の保持」(第5項)、「基本的人権、マレー人およびプミプトラの特別な権利にもとづいた強固でかつ統一されたマレーシア民族の創出のために民族間の協力を築く」(第6項)こととしている(UMNO [1998: 6-7])。

これに対して、PASは、党規約第5条において、党是として「マレーシアにおいてイスラームの生活価値とアッラーの御心にかなう法が実施された社会および統治体制を確立するために闘争する」(第1項)、「イスラームの神聖さ、国家の独立および国に対する忠誠を遵守する」(第2項)とし、イスラームを中心的価値観に据えた政治闘争を行うことを明示的に謳っている(PAS [2002b: 2], Nasharuddin [2001b], PAS [1994b: 2])。

このように、UMNOは、マレー人の擁護という観点からイスラームの擁護、促進を目的としている。一方、PASは、民族という観点に一切言及せずにイスラームが社会や統治機構の基礎となるとしている。したがって、党規約上、

両党の政治におけるイスラームの基本的な位置付けは大きく異なっていることがわかる⁽¹³⁾。

2. PAS党史の時期区分

こうした両党の基本的差異を踏まえ、マハティール政権時代のPASについて論じる前に、PASの党としての時期区分をしておきたい。筆者は、PASの党勢や党機構の変化という観点から、大きく2つの時期、さらに細かく区分すると5つの時期に区分できると考えている⁽¹⁴⁾。

まず、大きく2つに区分すると、1982年以前と以降に分けることができる。1982年以前は、マレー・ナショナリストを中心としたグループが党指導層の中心であったが、1982年以降、いわゆるウラマー・グループが党指導部の中枢を占めるようになった。ウラマー・グループとは、インドや中近東への留学を通じてイスラーム法学を修め、現地のイスラーム主義運動を経験した宗教指導層である。1982年以降、彼らは党内にウラマー評議会を設置し、ウラマー主導の党機構の確立を推進した。

次に、この大きな時代区分は、さらに5つの時期に分けて考えることができる。第1期は、党が実質的に設立された1951年から、数次の選挙において議席を獲得し、野党としての活動を確立した1972年までである。次に、1969年の5・13事件（民族暴動）の影響を受け、野党としての立場を転換し、与党連合に参加した1973年から1977年が第2期として位置づけられる。第3期は、1977年に与党を離脱し、党内の混乱により党勢が弱まった1982年までである。第4期は、指導部の交代が起こり、主導権を握ったウラマーによって党方針の大幅転換が行われた1982年から、総選挙でクランタン州政権を掌握する前夜の1990年までである。最後に、クランタン州を掌握し、地方レベルという限定はあるが、党としての思想を政策に具体化していく1990年から現在までを第5期と捉える。

3. 党設立から1977年まで 第1期から第2期

本章の主眼であるマハティール政権期のPASについて理解するためには、第1期から第2期にあたる1951年から1977年のPASの状況の把握が不可欠であるため、以下に簡単に俯瞰する。

1951年、実質的に結党したPASは、1955年の連邦立法評議会選挙でUMNO、マレーシア華人協会 (Malaysian Chinese Association: MCA)、マレーシア・インド人会議 (Malaysian Indian Congress: MIC) が形成する与党連合である連盟党 (Alliance Party) の対抗政党として唯一の議席を確保した。それ以来PASは、与党連合、とくにUMNOに対立する主要な野党のひとつとしての活動を行ってきた。一方で、1969年の5.13事件以後、連盟党は従来鋭く対立してきた他の政党も抱き込み、1974年に国民戦線 (Barisan Nasional/BN, National Front) を発足させた。PASも1973年には与党連合に参加した。PASは、BN構成党として初めて臨んだ1974年の総選挙においては、与党として大勝し、1959年以来政権を維持しているクランタン州政権の運営にあたって中心的な役割を担うこととなった。加えて、党幹部が連邦閣僚や主要国大使に登用された。

しかしながら、UMNOとPASの協力体制は長くは続かなかった。1974年総選挙後に、クランタン州首相に就任したのは、PAS主流派が推薦したワン・イスマイル・ワン・イブラヒム (Wan Ismail Wan Ibrahim) ではなく、ラザク首相の後押しを受けたPAS反主流派のモハメド・ナシル (Haji Mohamad Nasir) であった。1977年にはUMNOの後盾を得たナシル州首相が、アスリ総裁 (Haji Mohd Asri Muda) とイシャック・ロトフィ・オマール (Haji Ishak Lotfi Omar) ・PASクランタン州議長が同州首相であった時代に国内外の民間企業貸与してきた土地の回収を行った。ナシルは、(1)当該民間企業と州政府が結んだ開発計画を実施せずに違法な採鉱・伐採を行っていたこと、(2)当該地域内で共産主義者が活動していたことを理由とした。これに対しアスリおよびロトフィらは、クランタン州およびPASの経済基盤を揺るがしかねな

いと不満を表明し、PASとUMNOは、鋭く対立した。州議会においては、PAS主流派が提出したナシールに対する不信任決議案が採択された。しかし、UMNOは事前にBN内部での協議がなかったことを理由として、この決議は無効であるとの立場をとった。連邦政府は事態を打開するため解決策を提示したが、PASは受入れを拒んだ。これに対しフセイン首相はクランタン州に非常事態を宣言し、州憲法を停止して一時的に連邦政府の直轄とした。こうした混乱のなかで、1978年総選挙に先駆けてクランタン州のみ選挙が行われた結果、PASは同州政権を失った。その後の総選挙においても下院でわずか1議席の獲得にとどまる歴史的な大敗を喫した。

4．BN離脱から1982年総選挙まで 第3期

以上のようなPASの混乱とそれともなう党勢の大幅後退を受けて、党内では、中東などでイスラーム法学を修めたウラマーやABIMのメンバーといった若手から中堅を中心としたグループが台頭した。彼らは、当時のアスリ総裁の党運営に対し、党内へのイスラーム的要素の導入が不十分であるなどとの批判を展開した。BNから脱退したPASは、マハティールが首相に就任して初めて行われた1982年の総選挙においても惨敗を喫した。そして、権威の失墜したアスリ総裁にとってかわり、1982年に中堅・若手グループを中心とする新指導部が成立した。

第2節 ウラマー評議会体制下のPAS

1．新指導部のプロフィールと特徴

新たなグループの代表格のユソフ・ラワ(Ustaz Haji Yusof Abdullah ar-Rawa)¹⁵⁾は、1982年に総裁に就任した。また、ほぼ同時期に、後にPASの指導的立場

に立つファジル・ノール (Ustaz Haji Fadzil bin Mohd Noor)¹⁶⁾、ニック・アブドゥル・アジズ (Tuan Guru Haji Nik Abdul Aziz Nik Mat)¹⁷⁾、ハディ・アワン (Tuan Guru Haji Abdul Hadi Awang)¹⁸⁾ らが、党中央ないし重要な支持基盤である州で要職に就任した。具体的には、後に精神的指導者 (Murshid'ul Am, Spiritual Leader)¹⁹⁾ となるニック・アジズは、1978年にウラマー局長とクランタン州議長に就任した (Jamal [1999: 21])。ファジル・ノールは、1981年に党ナンバー3の地位にあたる副総裁補 (Vice-President, Naib Presiden) に就任、ハディ・アワンは1982年に党トレンガヌ州議長と副総裁に就任した (Farish [2005: 336])。

これらの人物に共通していえることは次の通りである。第1に、幼少の頃からイスラーム教育を重視する家庭環境に育ち、エジプトのアズハル大学 (Al-Azhar University) やインドのデーオバンド学院 (Dar Al-Ulum Deobandi) といったイスラーム主義運動の指導者を多数輩出した著名な高等教育機関に留学した経験をもつことである²⁰⁾。第2に、大衆化したイスラーム主義運動を留学先で目の当たりにし、その影響を強く受けたことである。第3に、帰国後にはイスラーム教育にも教師としてかかわりつつ、PASでの活動を本格化し、スピード出世を果たしているという点である。

イスラーム思想において、保守派とされるアズハル大学などで学んだ彼らがイスラーム主義運動の指導的立場に立ちうることは次のような理由によると思われる。第1に、正調アラビア語でクルアーンを読誦できることである。マレーシアでは、「神の言葉」であるクルアーンをその神から与えられたアラビア語で正しく、上手に読誦できる能力自体が尊敬に値することになる。第2に、イスラームの「本場」たる中東への留学経験をもつこと自体が重要性をもつ場合がある。後述するマハティール政権期のイスラーム促進政策で中心的な役割をになったアンワール・イブラヒム (Anwar Ibrahim) には留学経験がなかったことが、しばしばPASや政府に批判的なイスラーム主義団体の攻撃材料とされていたということも、政治とイスラームという文脈における留学経験の重要性を示す証左ともいえよう。

ファジル・ノールやハディ・アワンといった、ユソフ・ラワやニック・アジズよりも若い世代の場合、マレーシア帰国時にはすでに国内のダクワ運動が高揚していた。そして、もっとも影響力のあった在野ダクワ団体であるABIMの幹部に就任し、ダクワ運動を通じてその名声を高めていたという点も注目される。その他、イスラーム思想に関する書籍を出版するなどしている例も多い⁽²¹⁾。

これに対し、彼ら以前の党指導者であったブルハヌッディン (Burhanuddin Mohd Noor al-Helmy) とアスリは、イスラームを重視はしていたが、主張の中心はあくまでマレー人の地位向上といったマレー・ナショナリズムであった⁽²²⁾。

こうしたことを勘案すると、1982年は単純に人事上党総裁が交代しただけではない。すなわち、党の指導部がマレー・ナショナリストからイスラーム・イデオロギーを前面に掲げるウラマー達にかわったことにより、党のあり方に大きな変化が生じた年である。このことは、後に論じるように、ウラマー中心の指導体制の制度化、そして、クランタンおよびトレンガヌ両州政府の運営に多大な影響を与えることとなる。よって1982年は、今日までのPASの党史において、もっとも重要な転機の年であったと位置づけることができる。

2. ウラマーによる意志決定システムの確立 第4期 ウラマー評議会の設置

1981年に新たに発足したマハティール政権もイスラーム促進政策を重要課題のひとつとした。マハティールは、首相就任後初めて策定した長期開発計画である第5次マレーシア計画(1986~1990年)において、「精神的発展を犠牲にした物質的発展のみはマレーシア社会の幸福を阻害する。イスラームの普遍的な価値観は国家の安定において必要である。効率性と生産性を向上しつつ、清廉さや信頼性といった価値観を行政に植え付けていくべきである」(Malaysia, Government of [1986: 30]) とし、物質的発展と精神的発展の balan

スを保つことの重要性を強調した。同時に、マハティールは、労働倫理の向上についてとくに重きを置いていた。たとえば、1981年に発表されたルック・イースト政策 (Look East Policy, 1982年より実施) の根拠のひとつとして、マハティールは、預言者ムハンマドが中国にまでも知識を求めよう人びとに勧め戒めたことをあげ、高い労働倫理はもともとイスラームに存在していた価値観であると主張し、工業化・経済発展とイスラーム的な価値観を結びつけ、BNのもとでの結末を訴えかけた (鳥居 [2003: 29-30], Amrita [2003: 248], Norhashimah [1996: 197-202], Khoo [1995: 163-180])。

マハティールは、在野のカリスマ的なイスラーム指導者であったアンワール・イブラヒム ABIM 会長を UMNO に入党させることに成功した。そして、マハティールはアンワールとともに、イスラーム促進政策を推し進めていった。具体的には、ABIM を中心とする有力なイスラーム諸団体が主張していたイスラーム大学やイスラーム銀行を 1983 年に設置し (本書第 6 章参照)、各種イスラーム法の整備なども次々に実施するなどの政策をとった。UMNO のこうした動きには、従来、在野の主張にすぎなかったイスラーム主義にもとづく政策を政府の政策として先取りして実現することによって、PAS と在野のイスラーム勢力からの批判を封じ込めようとした意図がある。

これに対し、PAS は、UMNO との差異を明確に打ち出すために党機構の改組に乗り出した。まず ユソフ・ラワ 総裁は、総裁に就任して初めての 1983 年の党大会演説において “*kepimpinan ulama*” つまり「ウラマーの指導」という表現を使った。さらに、ウラマー局 (Dewan Ulama) をウラマー・イスラーム知識人局 (Dewan Ulama dan Intelektual) と改名することを提案し、ウラマーとイスラーム知識人の溝を埋め協働関係を促進するべきだと発言した。また、1983 年党大会では、すでにウラマー評議会設置の可能性について議論されていた (Liew [2005])。続いて 1987 年に ユソフ・ラワ は、当時ウラマー局長を務めていた ニック・アジズらとともに党の最高意志決定機関としてウラマー評議会 (Majlis Syura Ulama) を設置し、団体登録官 (Registrar of Societies) からの承認も得た (PAS [1987], Farish [2005: 417-419], Liew [2005])。従来は、

最高執行委員会(Jawatankuasa Kerja Agung)²³⁾が党の最終的な意志決定を行う組織であり、党におけるウラマーの地位は、28名からなる最高執行委員会にウラマー局長が委員として参加することが保障されていたにすぎなかった⁽²⁴⁾。

1987年改正党規約では、ウラマー評議会の役割について、(1)PASの政策を説明すること、(2)各種政策についての指示・命令を出すこと、(3)PASの規律を遵守し、規律委員会の委員を任命する、といった定義がなされた(PAS[1987:45])。また同評議会は、党機構上、中央執行委員会よりも上位に位置づけられ、最高の地位が与えられている(PAS[2002b:2])。15名の委員で構成されるウラマー評議会は精神的指導者を長とし、委員はイスラーム法に精通している者、すなわちウラマーであることが条件であると規定された。また、委員の構成については、党中央執行委員会とウラマー局からそれぞれ4名が就任し、ウラマー評議会が残りの7名を指名できると規定されている(PAS[1994b:5-7])。

つまり、ウラマー評議会の設置によって、党の方針や政策の決定にウラマーが大きく関与し、最終的に意志決定をする体制となった。確かに、ウラマー評議会設置の背景として、UMNOとのイスラーム化競争の激化によって、UMNOが主張するイスラームとの差異を明確に打ち出さねばならないというPASにとって受動的な側面もあった。しかし一方で、PAS指導者達が世界的なイスラーム主義運動の高揚や「本場」のイスラーム思想に影響を受け、ウラマーを中心とする指導体制を目指すべきだと考えていたというイデオロギー上の要因を看過することはできない。

この点につき、Riddell[2001]は、近代化に対するイスラーム主義者の対応の類型として、アンワール・イブラヒムを近代主義者、ニック・アジズとハディ・アワンを古典主義者と分類している⁽²⁵⁾。近代主義者は「過去を参照して近代を正当化する者」、古典主義者は「過去が正しく現在に導き、過去は現在の人々を導くに十分であるとする者」と定義される。つまり、前者は近代を重視して過去は適切な場合にのみ参照し、後者は、現代の問題の答えを過去の事例に求める。これは、イスラーム思想において、預言者ムハンマド

の時代を含むイスラームの歴史を現代の文脈にいか位置づけるかということに関連するので、重要な違いである。従って、1980年代をもって、UMNOとPASは、党機構という制度面だけでなく、イスラーム主義のイデオログたる人物の思想という観点からも、その差異が明確となった。1990年以降、PASは、こうしたイデオロギーをイスラーム促進政策を通じて、実際に反映させようと試みることができるクランタン州およびトレンガヌ州という実施の場を確保した。ウラマーがもっとも重視していたイスラーム法による統治をはじめ、各種のイスラーム促進政策の試みを行ったといえよう。

以上のように党のウラマー指導体制が確立する一方、PASは非ムスリムが大多数を占める他民族、特に華人との関係を大きく意識せざるをえない状況にもなっていた。かねてからPASが展開していた異端視運動が1970年代には過激化していた⁽²⁶⁾。1979年、クランタン州のPAS党員のアーリムがUMNO党員は背信の徒であるとのファトワーを発出した⁽²⁷⁾。1983年には、ハディ・アワンは「……(中略)……UMNOは植民地支配の憲法を温存し、不信仰の体制を温存し、ジャヒリヤ(イスラーム以前の無明)を温存しているためなのである。……(中略)……我々がこのグループの者たちに反対して闘い、そうして反対したが故に死ぬことになっても、そこでは我々の死は殉教者の死であり、また、我々の死はイスラームの死なのである」と主張した(いわゆるハディ教書, Amanat Hadi)⁽²⁸⁾。さらに、PASは、1985年に発生したムマリ事件⁽²⁹⁾の犠牲者を「殉教者」とし、UMNOからの激しい批判を受けた。こうした一連の事件とUMNOによる主要メディアを利用した批判の展開により、ムスリム・非ムスリムを問わずマレーシア国民の間ではPASが「過激な」思想をもっているとのイメージが広まった。これを受けて、PASは華人諮問評議会(Chinese Consultative Council: CCC)を設置し、非ムスリム、とくに華人との対話を推進し、他民族との融和を図ったが、芳しい成果はあがらなかった。1986年に行われた総選挙では連邦下院でわずか1議席を獲得するにとどまり惨敗した。

3. 新指導部のもとでの総選挙結果

以上のようにPASの第4期は大きな転換期であり、ウラマー指導体制が確立し、イスラーム主義にもとづくイデオロギーを政策として具体化するきっかけを得た時期である。ただし、一方では、ウラマー指導を前面に打ち出したがゆえに、PASは「過激」な政党であるとのイメージが非ムスリム社会のみならずムスリム社会にも広がり、マレー人と非マレー人という関係だけでなく、マレー人同士の民族融和も大きな課題となったという側面もある。このような状況におけるPASの政治的な影響力をはかる指標のひとつとして選挙結果があげられる。付表1の連邦下院議席数だけを見ると、1998年にアンワール・イブラヒム副首相兼財務相が更迭・投獄された事件をきっかけに野党が勢いづいた1999年を除き目立った結果は見られない。しかし、死票が多い小選挙区制と与党側に有利な選挙区割りが採用されていることを考えると、マレーシア国民の政治意識を考察するには、付表2のように、州ごとの得票率⁽³⁰⁾を詳細に検討する必要がある。各州での選挙結果からPASの勢力を見ると、マレー人人口の割合が高いクランタン州、トレンガヌ州、ブルリス州、ケダ州といったマレー半島の北部・東海岸諸州において、連邦下院および州議会ともに約20%前後から約60%に及ぶ得票率を得ている。したがって、マレー人の政治的支持はUMNOとPASで拮抗、ないしはPASがUMNOに対抗しうる一定の勢力を有していたといえる。

第3節 イスラーム政策の実施 イスラーム刑法の導入の試みを例に

1. 1990年代のPASによるイスラーム促進政策の特徴

PASは、1987年の党総裁選をきっかけとしたUMNOの分裂⁽³¹⁾によって1989年に結成された新党46年精神マレー人党（Parti Melayu Semangat 46: S46）などと共闘してイスラーム共同体統一組織（Angkatan Perpaduan Ummah: APU）を結成し、1990年総選挙において12年ぶりにクランタン州政権を奪還することに成功した⁽³²⁾。

PASは、1957年のマラヤ独立から現在に至るまで、1959年から1973年までと1990年から現在までというように、まとまった期間として2回にわたり、地方政権を担う機会を得ている。両期間における決定的な差異は、後者の期間では、PASがウラマー指導体制のもとでイスラーム主義に沿った政策を実行に移しているということである。

1990年から今日に至るまでのクランタン州、1999年から2004年までのトレンガヌ州においてPAS政府が導入したイスラーム主義にもとづく政策は、若干差があるがおおよそ共通している。たとえば、イスラーム刑法の導入、賭博行為の禁止、酒類販売の制限、質屋の禁止、喜捨の推進、イスラーム教育の振興などがあげられる⁽³³⁾。とくにイスラーム刑法⁽³⁴⁾導入の試みは、刑罰として四肢切断、投石、100回のむち打ちなどを含んだため、政党のみならず、有力なNGOなども巻き込んで大きな論争を呼んだ。どちらの州においても州議会レベルでは法案が可決した。しかし、マハティール首相をはじめUMNOは激しい批判を展開し、最終的には連邦憲法第9附則が刑法に関する権限を連邦管轄事項として規定していることとの兼ね合いで施行には至らなかった。

ニック・アジズ党精神的指導者自身が「イスラーム刑法は、イスラーム国家実現においてもっとも重要な要素である」⁽³⁵⁾と述べているように、ウラ

マー指導体制のPASにおいては、イスラーム刑法は核たる政策のひとつと
 いてよい。イスラーム刑法導入に踏み切った理由として、PASは、(1)イス
 ラーム刑法はクルアーンに明示された神の法でありムスリムは実施しなけれ
 ばならない、(2)ムスリムがイスラーム刑法を受け入れないという選択肢はな
 い、(3)人定法は完全ではない、(4)犯罪形態が凶悪化し、国家財政の負担となっ
 ているが、イスラーム刑法で裁かれた者は刑の執行後釈放されるので負担と
 ならない、などの理由をあげている (Rose Ismail ed. [1995: 51-53])。また一方
 で、この時期までに政府は、1988年にはイスラーム法廷 (Syariah Court) によ
 る判断に対して一般法廷 (Civil Court) の権限は及ばないという趣旨の条項と
 して連邦憲法第121条 1 項を挿入するなど、各種イスラーム関連法の整備を進
 めており⁽³⁶⁾、PASにとっては、イスラーム刑法はUMNOとの差異を際立たせ
 る材料であったともいえるだろう。

2. クランタン州およびトレンガヌ州におけるイスラーム刑法導入過程

PASは1990年にクランタン州、1999年にはトレンガヌ州においてそれぞれ
 州政権を獲得し、イスラーム刑法導入を試みた。

まずクランタン州では、1990年総選挙の際、PASは州議会定数39議席のう
 ち単独で過半数の24議席を占め、APUとして連合を組んだS46は14議席、汎
 マレーシア・イスラーム共同体戦線 (Barisan Jama'ah Islamiah SeMalaysia: BERJASA)
 が1議席を獲得した。その結果、APUで全議席を独占し、BNは議席をまった
 くもたないという、BNとしては歴史上初の異常な事態が発生した。州首相に
 はニック・アジズPAS精神的指導者が就任した。さらにPASは州議会の過半
 数以上を占めており、S46との間においても優位な立場を維持し、諸政策は
 PAS主導で行われることとなった。ただし、イスラーム刑法導入に関しては、
 総選挙のためにPASとS46が共同で作成した公約には言及がなく (PAS
 [1990b])、政権発足後すぐにはイスラーム刑法導入の動きは表だつたもの
 としては見られていなかった。

PASがクランタン州における同法導入についての具体的な意思表示を行ったのは、1992年4月のトレンガヌ州ブキッ・パヨン州議会選挙区補欠選挙における選挙活動中であった⁽³⁷⁾。これに対し、マハティール首相は、「クランタン州政府がイスラーム刑法を導入しようというのであれば、連邦政府は干渉しない。連邦憲法を改正する用意すらある。干渉すれば、連邦政府が邪魔をしたとPASから批判されるだけである。また、ニック・アジズの誠実さについては疑問である」と述べた⁽³⁸⁾。ニック・アジズは、この発言を歓迎すると挑発的に述べ、イスラーム刑法導入に向けたPASの動きは加速した⁽³⁹⁾。PASは、ハディ・アワン副総裁を筆頭として、イスラーム刑法の導入に関する特別委員会を設置した。そして、1993年11月25日、クランタン州議会にイスラーム刑法案が上程され、2名のBN所属州議会議員⁽⁴⁰⁾も含む全員が賛成して可決し⁽⁴¹⁾、後にスルタンの裁可を得た⁽⁴²⁾。

こうした動きに関して、後述するようにイスラーム化そのものに警戒を表明している華人を中心的な支持層とする野党民主行動党 (Democratic Action Party: DAP) のみならず、同じイスラーム系勢力であるNGOまでもがPASを批判し慎重な対応を求めた。それにもかかわらずPASは、1999年総選挙で政権を掌握したトレンガヌ州においても同様の試みを行った。

PASは、1999年総選挙の際、国民正義党 (Parti Keadilan Nasional: Keadilan)、DAP、マレーシア人民党 (Parti Rakyat Malaysia: PRM) とともに結成した野党連合代替戦線 (Barisan Alternatif: BA) の共同公約にはイスラーム刑法については何ら盛り込まなかった (Lim [2001: i-iii])。しかし、トレンガヌ州レベルでは、PASが単独でイスラーム刑法導入を行うとの主張を選挙運動中に展開していた⁽⁴³⁾。ハディ・アワンPAS副総裁は、トレンガヌ州首相に就任した直後、同法導入の考えを公にした。2002年7月7日、32名の州議会議員のうち、PAS所属の28名が賛成、4名のBN所属議員は、3名が棄権、1名が欠席した結果、イスラーム刑法案が可決し⁽⁴⁴⁾、後に、スルタンの裁可も得られた⁽⁴⁵⁾。法案の内容は、若干の差異があるものの、中心たる内容は、クランタン州でのイスラーム刑法と基本的にほぼ同じであった⁽⁴⁶⁾。

3. イスラーム刑法をめぐる論争

2つのイスラーム刑法をめぐるっては、PASとUMNOを中心に論争が繰り広げられたが、この波紋は、政党だけでなく一般社会にもおよび、主要NGOもさまざまな意見を表明した。以下では、クランタン州を中心とした一連の論争における各政党およびNGOの主張を整理し、議論の焦点を明らかにしたい。

第1に、DAPはイスラーム刑法導入に対してきわめて明確に反対した⁽⁴⁷⁾。その理由は、以下の4点である。(1)連邦憲法がイスラーム以外の宗教の信仰の自由を認めていること。(2)イスラーム以外の宗教も社会的な倫理の向上に多大な貢献をしておりイスラームの価値観だけを多宗教のマレーシア社会に導入することは非ムスリムの権利を侵害すること。(3)法案上の刑罰が今日のマレーシア社会にはなじまないこと。(4)非ムスリムがイスラーム刑法の適用対象外となったとしても、ムスリムと非ムスリムとの間で発生した犯罪について、刑罰がそれぞれ異なるということは不平等であること。さらにDAPは、BNの非ムスリムを支持基盤とする各政党に対しても、UMNOにPASに対する毅然とした態度をとるべく要求すべしとの主張をした。

第2に、UMNOは、党総裁であったマハティールがイスラーム刑法案に対して以下のような批判を展開した。すなわち、(1)PASが独自の解釈で作成したものであって、本当のイスラーム刑法ではない、(2)そのため、UMNOは本来のイスラーム刑法の導入を拒否しているのではなく、「PASの法」の導入に反対する、(3)PASは、ムスリムにはイスラーム刑法、非ムスリムには一般世俗法を適用するとしているが、量刑の差があり不平等が生じる、(4)マレーシアは多民族社会であることを考慮していない、などの内容であった (Rose Ismail ed. [1995: 63-76])。一方で、BN所属のクランタン州議会議員は、「PASの誠実さには疑問があるが、連邦国会で下院議員を通じて国民の声が反映され、本来のイスラーム刑法とするために意図的に支持をした」ムスリムはイスラーム刑法に(クルアーンの教えとして)同意しているため、イスラーム刑

法案に対する支持に疑義は生じない。ただし、法を円滑に執行するための計画がよく練られていない」とした。そのうえで、同議員は、クランタン州への導入はPASの政治的な戦略にすぎないものであると批判しつつも、イスラーム刑法には同意すべきであるとした⁽⁴⁸⁾。

第3に、PASとの人的・政策的な連携が見られるもっとも有力なイスラーム団体のひとつであるABIMは、1992年5月5日、ムハammad・ヌール(Muhammad Nur Manuty)会長⁽⁴⁹⁾がイスラーム刑法の導入計画に対して公に支持表明をした。ただし、拙速な導入については警戒心を示し、実施する場合には実行手段が十分に担保されるべきであるとし、非ムスリムへの適用は不適切であると言明した⁽⁵⁰⁾。

第4に、新興のイスラーム勢力で都市中間層以上の女性を中心に支持を受け、報道機関などに対しても積極的に発言しているシスターズ・イン・イスラーム(Sisters in Islam: SIS)は、Rose Ismail ed. [1995]に代表されるような出版物や講演等を通じて、イスラーム刑法導入に対する反対を明確に表明した⁽⁵¹⁾。SISは、1993年12月25日、マハティール首相に宛てた書簡のなかで、クランタン州におけるイスラーム刑法導入に対する深い憂慮を表明した(Rose Ismail ed. [1995: 7-11])。この書簡においてSISは、同法はマレーシア人女性を差別しているとし、時代錯誤かつ前近代的と批判している。具体的には、姦通罪、女性の証言能力、背教に対する死刑、同法上の犯罪が非イスラーム教徒によって証言される場合などについて、法的に問題が生じうるとしている。そしてマハティール首相に対し、同法の基本となった法的意見の正統性が見直されること、女性に対する差別的な内容、多民族社会における実行可能性とインパクトといった諸問題について適切に取り組みされるまで、PASが同法を実施することを制止すべしと要求した。

第5に知識人、学者、ジャーナリスト等からなる市民運動NGOであるアリラン(Aliran Kesedaran Negara: Aliran)は次のように主張した。アリフィン・オマール(Arifin Omar)会長(当時)は、1992年4月40日付の月刊*Aliran*誌上において、「イスラーム刑法: 緊張を生みつつある議論」と題した記事で、「よ

り検討が必要である。イスラームの神聖さは、イスラーム刑法によって担保されるものではない。よく検討せずに導入してしまうとイスラームに対するイメージが損われかねない」としてPASに再考を促した。その一方で、クランタン州政府を批判する政治家について、「イスラーム刑法を導入しようとしているクランタン州政府を批判することとイスラームを批判することは紙一重であり、注意深くなるべきである」とし、与野党双方に対して慎重な行動を求めた（Ariffin [1992]）。

次に、トレンガヌ州でのイスラーム刑法導入の際の論争に簡単に触れる。トレンガヌ州においても、クランタン州のイスラーム刑法導入の際のように、各方面からほぼ同様の批判があげられた。BN所属の4名の議員は、同法案については、刑法は連邦憲法上の事項である点や非ムスリムへの配慮が欠けるといった問題点を指摘し、イスラーム刑法導入の是非そのものについては発言を避けた⁽⁵²⁾。

以上、イスラーム刑法導入をめぐる議論を見ると、次のように整理できよう。まず、PASは、イスラーム刑法は神の法における不可欠の構成要素であり、ムスリムとして導入は義務であるとの論理で同法の導入を試みた。これに対し、非ムスリム勢力であり世俗国家の原理に立つDAPは、イスラーム刑法の導入そのものが非ムスリムの権利を侵害すると原理的に否定した。次に、UMNO、SIS、ABIM、Aliranといったムスリムが中心的な役割を果たしている団体は、イスラーム刑法自体は否定しなかった。なぜなら、クルアーンに明記されているイスラーム刑法そのものを否定することは、イスラームの論理からはありえないことだからである。そのうえで、クランタン州とトレンガヌ州への適用という個別具体的なケースについては慎重を期すべしという態度をとったのである。その理由は要約すると、(1)PASによるイスラーム刑法導入が試みられている現代とクルアーンが成立した時代とは状況が異なること、(2)マレーシアは非ムスリムが国民の4割を占める多民族社会であることへの配慮を欠いていること、(3)法的にさまざまな問題が存在すること、(4)女性の権利の観点から見ても問題があること、というものであった。

4 . PASの対応

では、イスラーム刑法導入に対する批判に対して、PASはどのように対応したか。以下では、党年次報告書におけるイスラーム刑法の扱いから分析する (PAS [1990a, 1991, 1992, 1993, 1994a, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002a, 2003])。

党年次報告書にイスラーム刑法についての党内の動きの記述が見られるのは、冒頭において「我々の国における完全なるイスラーム法の施行を目指す」と謳った1992/93年次報告書からである (PAS [1993 : 1])。ここでは、党中央委員会でイスラーム刑法について議論したとする他、布教・情宣局⁵³⁾の活動として、ウラマー評議会委員が同法に関するセミナーを開催したとしている (PAS [1993: 13, 18])。一方で、非ムスリム局 (Lajnah Hal Ehwal Bukan Islam) の活動については特段の記述が見られない。翌年の1993/94年報告書においても、冒頭に完全なイスラーム法の施行について言及があり、布教・情宣局の活動として実質上、最重要項目としてイスラーム刑法に関する説明があげられ、政治集会、セミナーおよび党機関誌『ハラカー』(Harakah)を通じて行うこととされている (PAS[1994b: 1, 22-23])。非ムスリム局の活動には触れられておらず、中央委員会の活動として、ニック・アジズ精神的指導者を長として、イスラーム刑法に関して、ムスリムおよび非ムスリム双方を対象とした対外広報委員会を設置するとしている (PAS[1994b: 15])。1994/95年次報告書においては、布教・情宣局の活動としては、党員の増大のための活動に続く第2番目の活動として、マレーシア全国でイスラーム刑法に関する説明を行うとしている (PAS [1995a: 44])。1995/96年以降の年次報告書からは、イスラーム刑法についての啓発活動を「イスラーム刑法の日」(Hari Hudud) と称し、イスラーム刑法を「再提起」することを目標としている (PAS [1996: 42, 2000])。

このように党年次報告書においては、1990年代半ばまで、党員および非党

員のムスリムを対象に活動する布教・情宣局がイスラーム刑法に関する説明を担うことが明記されてきていた。だが1990年代後半からは、同じ部局が担当であっても他の民族を意識した活動内容が明記されたり、他民族との関係を直接担当する局の活動として、イスラーム刑法に関する対外広報があげられている。たとえば1996/97年次報告書では、非ムスリムに対するイスラーム刑法の説明と紹介について言及がなされ、明確に非ムスリムを意識した活動が行われるようになった（PAS [1997: 28-29]）。さらに、マハティール政権の最後の年となった2002/2003年次報告書においては、非ムスリムからのイスラーム刑法に対する支持を得るための戦略、プログラムなどの計画・実施を担う異文化間局（Jabatan Antara Budaya: JAYA）を新たに設置することが明記された。同局の幹部には華人ムスリムを任命するとされ⁽⁵⁴⁾、その活動のひとつとして、非ムスリムに対するイスラーム刑法の説明があげられている。一方で、同年の報告書のなかで布教・情宣局の活動を定めた箇所から、イスラーム刑法についての言及が一切なくなっている（PAS [2003a: 17-24, 46-47]）。

以上の党年次報告の内容から判明することは、PASがイスラーム刑法導入についての説明対象をムスリムのみから、明示的に非ムスリムにも射程を広げたことである。この事情の背景は、本章の問いに対する答えと密接に関連するため以下に項を改めて論じる。

第4節 イスラーム主義と民族問題のはざま

マハティール政権の前半にあたる1980年代は、マレー人の経済的・社会的地位の向上のための優遇政策を支柱としたNEPに対して、経済不況を背景とした非マレー人の不満が高まり、マレー人と非マレー人の民族間関係がきわめて緊張した時期であった。この危機を乗り越えるため、政治エリートを形成するBN内での妥協が見られた。これを受けて、1991年、マハティールはビジョン2020を発表し、マレー・ナショナリズムよりも上位にマレーシア民族

の創出というマレーシア・ナショナリズムを上位においた。これに対し、PASも特段反対を表明していない。このビジョン2020を具体化するためにマレー人優遇政策が緩和される経済・社会的政策がとられた結果、マレー・ナショナリズムは抑制され、民族関係は一旦落ち着きを見せた⁽⁵⁵⁾。これは一方で、マレー人のアイデンティティにとって不可欠であるイスラームが相対的に重要性を増し、顕在化した。また、1980年代以降は、ダクワ運動が高揚していたという土壌もあり、UMNOもPASもイスラーム主義を促進する方向に向っており、マレーシアのイスラーム化が加速化した。

こうしたイスラーム化の流れは、イスラームという要素がマレー人と不可分であるという性質上、他の民族との関係、換言すれば民族「間」問題における新たな争点となる可能性を孕んでいた。従って、ビジョン2020を導入したマハティールが率いたUMNOとしては、イスラーム促進政策を実施していくうえで、BNの非マレー人の構成党との関係を考慮する必要があった。とくに、1980年代のような民族間関係の先鋭化を再び招くことは避けなければならなかった。その結果、政府が行ったイスラーム促進政策は、基本的にザカート（喜捨）制度やメッカ巡礼基金（Tabung Haji）などの整備・拡充といったマレー人社会のなかだけでほぼ完結するような政策が、イスラーム銀行などの他の民族も裨益するような政策が中心となった。結果的に、民族間のセンシティビティに触れない形でのイスラーム主義の促進だったのである。

一方で、PASは、1987年にウラマー体制を確立し、マレー・ナショナリズムからイスラーム主義へとイデオロギーがシフトしていた。さらに、UMNOがアンワール・イブラヒムを取り込んでイスラーム促進政策を先取りして実施したことに対し、PASは、UMNOよりも「イスラーム的な」主張をする必要性もあった。その例のひとつが、本章で取り上げたクランタン州とトレンガヌ州におけるイスラーム刑法の導入であった。イスラーム刑法は、各種のイスラーム促進政策のなかでも、イスラーム世界全体で導入の是非をめぐる議論が長らく行われている、いわばもっとも「急進的」な政策である⁽⁵⁶⁾。実際、マレーシアの文脈においても第3節で整理したように、PASがイスラーム

ムという枠組みのなかでのみイスラーム刑法を推進していくことには批判が行われた。同じマレー人ムスリムを基盤とするUMNOは、イスラーム刑法の導入は、他の民族のことを考慮していない「行きすぎた」イスラーム主義であり、民族調和が国家存立の基礎であるマレーシアにはなじまないと断じた。また、PASの幹部を多数輩出し、イスラーム刑法の導入そのものには賛同したABIMからでさえも非ムスリムとの関係から留保が付された。

以上のような批判ないしは警戒を受けたPASは、第3節で党年次報告書を通じて考察したように、イスラーム刑法導入時にはムスリムたるマレー人向けに對外説明を行っていたが、徐々に、他の民族を配慮する方向へと向かった。この転換は、一見すれば、非マレー人への宣伝活動と見える。しかし、PASが基盤としているクランタン州とトレンガヌ州ではマレー人人口が95%を上回っている。そのため、選挙の際には、両州の州都であるコタバルやクアラトレンガヌなど華人人口が比較的多い地域を除けば、ほとんどの選挙区において、マレー人の票だけで結果が決まるといっても過言ではない。そうであるにもかかわらず、PASは非ムスリム、つまり他の民族を意識した対策を迫られたのである。その理由は以下の通りである。

PASによるイスラーム刑法導入の試みによって、UMNOをはじめ各種団体はPASの「行きすぎた」イスラーム主義は民族「間」関係の緊張を高めるとの懸念を抱き、マレー人社会内部、いわば民族「内」関係においても、イスラーム主義のあり方をめぐる争点が顕在化した。

これに関して、Gazali and Mazni [2005] がスランゴール州とトレンガヌ州のムスリムを対象に行ったイスラーム刑法に関する意識調査が興味深い結果を示している。この調査において、両州民ともに、80%以上がイスラーム刑法は真のイスラーム法だと答えたにもかかわらず、施行については、トレンガヌ州民の63%が賛成、18%が反対したのに対し、スランゴール州民の36%が賛成、40%が反対と回答した。ブミブトラ53%、華人30%、インド人14%というスランゴール州の人口の民族構成（2000年人口センサス）を考慮すると、スランゴール州に居住するムスリムの方が非ムスリムに日常的に触れる機会

がはるかに多い。すなわち、この調査は、同じムスリムであるマレー人内部の民族「内」関係において、イスラーム主義に関連する非マレー人に対する配慮、つまり民族「間」関係が全国レベルのイスラーム政治をめぐる重要な争点になっていることのひとつの証左であろう。

したがって、イスラーム刑法導入の問題は、イスラームと民族問題という文脈において、もはや地方政治の枠を越えており、全国レベルの政治の場において問題化する可能性を孕んでいたといえる。基本的に、PASは、マレー人が大多数を占める州で勢力を有しているのもあって、マレー人離れが起こると支持基盤を失いかねない。また、付表2で示したように、選挙時の政治的事情により得票率は大きく上下する。つまり、PASの中核的な支持者以外のマレー人をつなぎとめておくことが党勢の維持・拡大できわめて重要な問題となる。そのため、PASは、イスラーム刑法をめぐる論争において、民族「内」関係という観点から、民族「間」関係に十分な配慮を払っているという弁明をマレー人一般に対して行ったのである。

むすび

マレーシアにおいては、独立以来、常に民族間の調和が最重要課題のひとつとされてきた。その基本構図はマレー人对非マレー人という図式ではあった。しかしながら、内実は、常に同じ争点で推移してきたのではない。そのひとつの証左として本章で議論したように、開発政策の基本方針がNEPからビジョン2020へと移る過程では、マレーシア・ナショナリズムの強調によるマレー・ナショナリズムの抑制が見られ、相対的にイスラーム主義が顕在化したという事実がある。

もちろん、マハティール政権下のマレーシアにおいては、イスラーム主義だけでなく、他の論点も民族問題において重要な争点となった。本章の直接の目的ではないため、これまで言及しなかったが、Hilley [2001] が指摘す

るマハティール政権下のマレーシアでは経済成長にともなう所得格差の発生と固定化が、民族「間」問題に加えて民族「内」問題としても重要な争点になったことも見逃してはならない。

ただ、本章で中心的なテーマとして取り上げたイスラーム主義は、マレー人優遇政策のように、経済的な再分配を通じて、非マレー人との妥協が成立するという性質のものではない。そのため、イスラーム促進政策を実施する場合には、非マレー人との間の文化的・宗教的なセンシティブティへの配慮が必要となるという点が大きな違いである。

イスラーム主義の顕在化はUMNOとPASによる「イスラーム化競争」を招いた。この過程は、イスラームがマレー人にとって不可分の要素であることから、マレー政治の文脈で捉えられやすい。しかし、本章で論じたように、UMNOとPASの政争というマレー政治の過程であるにもかかわらず、民族「間」問題にいかに配慮するかという論点が議論されてきた。つまり、イスラーム主義をめぐる民族「間」問題と民族「内」問題は、別個に存在しているのではなく、両者が複雑に絡み合って政治上の論点として議論されているのである。

以上、本章でのウラマー体制下のPASの政治発展についてイスラーム刑法導入の試みを例にとって、PASがイスラーム主義の推進と民族問題のはざま政策が揺れ動いた様子を分析した。これを通じて、イスラーム主義をめぐる論争がマレーシアにおける民族「間」関係および民族「内」関係に与えた影響のひとつの見方を示すことができたといえよう。

〔付記〕

本章は筆者の所属する外務省および関連団体の公式見解を代表するものではなく、私的な研究成果にもとづくものであることをお断りしておく。

〔注〕

- (1) イスラーム主義という用語の定義についてはさまざまあるが、本章では「イスラームの理念を掲げ、最終的にはイスラーム法によって秩序づけられた国家

を建設しようとする政治(時として社会,文化)運動,およびそのイデオロギー,とりわけ,近代以降に生まれたものをさす)(小杉泰「イスラーム主義」大塚他編 [2001: 138-140])とする。

- (2) 2000年人口センサスによれば,クランタン州人口は約131万人でブミプトラ95.0%,華人3.8%,インド人0.3%,その他0.9%であり,トレンガヌ州人口は約90万人でブミプトラ96.8%,華人2.8%,インド人0.2%,その他0.2%という民族構成になっている。この2州については,ブミプトラのほとんどはマレー人であり,非マレー人のブミプトラは極めて少数しか居住してしない。
- (3) イスラーム法学者が一般信徒の質問に対して,口頭または書面で提示する法学的な回答。イスラーム法学者の資格を有する者は誰でもファトワーを出す権限を有する。内容を文書で確認する習慣が確立する一方,口頭によるファトワーは現代でも多くの法学者によって出されている(小杉泰「ファトワー」大塚他編 [2001: 829])。
- (4) ファトワーを出すことを公式の職務としている者(小杉泰「ムフティー」大塚他編 [2001: 987])。マレーシアの場合,国家ファトワー委員会や州ファトワー委員会にムフティーが存在する。
- (5) dakwahは,本来は「招き入れること」を意味し,マレーシアの文脈においてはムスリムをよりよいムスリムに変えていこうという運動や意識一般を示す(多和田 [2005: 104], Zainah [1987: 15])。ダクワ運動の高揚の要因については,(1)1971年の新経済政策(New Economic Policy: NEP)の導入により,マレー人の就業・就職の機会が飛躍的に増え,彼らの農村部から都市部への人口移動をもたらしたが,都市における生活様式の違い,農村部との経済格差等を原因としてアイデンティティの拠り所としてダクワ運動に傾倒したこと(鳥居 [2003: 26], Kamarulnizam [2003: 56-65]) (2)大学・大学カレッジ法(University and University Colleges Act)の改正により学生運動が制限され,学生たちがイスラーム復興主義運動に傾倒しやすい土壌が生まれたこと,(3)1979年のイラン・イスラーム革命は,そのまま受容されることはなく政府・国民とも慎重に受け止めていたが,マレー人社会に宗教的意識という観点からはシンボリックな意味合いがあったこと(Kamarulnizam [2003: 75])などが指摘されている。なお,ダクワ運動を中心的に担った諸団体については,佐藤 [1996], 堀井 [1998], Salih [2003] が詳しい。
- (6) Syed Ahmad [2002: 101] は,「PASは他国のイスラーム政党が非合法・未登録で活動を行っていることは対照的に,結党以来,民主的過程に参加している」と指摘している。また,川端 [2002] は,2001年のアメリカ同時多発テロ事件の際のUMNOとPASの政争を例にPASが非政府・代替的な言説の担い手としての役割を担っている点について論じている。
- (7) ABIMは,1971年にマレーシア・イスラーム学生全国協会(PKPIM)のメン

パーを中心に設立され、1972年に正式登録された。クルアーンとスンナに従い、イスラームの原理にもとづいた社会を建設することを目的としている（左右田直規「マレーシア・イスラーム青年隊」大塚他編 [2001: 937]）。

- (8) 本章において、ウラマー (ulama) の定義については、小杉泰「ウラマー」（大塚他編 [2001: 204-205]）に従い「イスラーム諸学を修めた知識人」とする。一人の人物を指す場合には、ウラマーの単数形であるアーム (alim) を用いる。
- (9) PASは、民衆のイスラーム教育においても、伝統的なポンドックで影響力をもつだけでなく、各地に幼稚園を設置したり、クランタン州バシル・トゥンポにはディプロマ取得後にエジプトのアル・アズハルに進学できるカレッジを設置するなどしている（2001年8月に行った筆者による現地調査）。
- (10) もちろん、マレーシアのムスリムはすべてがマレー人ではない。UMNOは党員資格を原則的にマレー人に限定している。また、PASは党員資格をムスリムに限定しており、非マレー人ムスリムが入党することは排除されないが、党員のほとんどがマレー人ムスリムである。したがって、マレー政治とイスラーム主義を主題として扱う本章においては明示的な言及がない限り、便宜的に非マレー人は非ムスリムとして扱うこととする。
- (11) マハティール政権下に限らず、PASを正面から取り上げた研究は多くない。クランタン州をケーススタディとした先駆的な研究としてKessler [1978]、党史を扱ったものとして創設期についてはSafie [1981]、創設期以降から1980年代前半までを扱ったものとしてAlias [1991]がある。それ以降しばらく、目立った包括的なPAS研究は存在せず、2005年になって1951年から2003年までのPASの指導者の思想をスピーチや著作物等を通じて綿密に研究したFarish [2005]や現地調査をもとに文化人類学的観点からクランタン州のマレー人社会とPAS政権の関係などをあつかった多和田 [2005] が出版された。また、より広くUMNOとの政治やイスラーム系NGOとの関係、NEPによるイスラームの役割の変化といった観点からは、Nagata [1984]、Shamsul [1997]、Hussin [1993]、Hilley [2001]、Syed Ahmad [2002]、Kamarulnizam [2003]、Khoo [2003]、鳥居 [2003] 等があり、PASが強固な地盤をもつクランタン州の社会政治発展を包括的に論じたものとしてMohammad Agus ed. [1996a] があげられる。その他の個々のイシューを取り上げた論文等については参考文献一覧を参照。
- (12) 鳥居 [2003] は、Islamization に対するイスラーム化という訳語は、「あたかもマハティール政権がイスラーム国家建設を目指しているような誤解を生じさせるおそれ」があり、「同政権が行っているのはあくまでもシャリーアの尊重などイスラーム価値の重視とイスラームの価値観を諸政策へ反映させるというものであり、大枠としての世俗国家は堅持している」とし、「イスラーム促進政策」という訳語をあてている。また、多和田 [2005: 5] は、イスラーム

化の定義につき、「自らの行動や自らが生きる社会をもはやイスラーム本来の理念とはかけ離れたものであると認識し、そのうえで、ふたたびイスラームの理念にもとづいた行動や世界の構築に向かおうとする動きであり、あるいは、自らの日常にたいする自省のなかで、より強くイスラームの規範にもとづくような実践への希求」と定義し、「本来イスラームに内在された論理が、個々のムスリムがおかれた歴史的、政治経済的、社会的状況におけるなんらかの要因を契機として、理念を指向しながら一方的に『競りあがって』いったものにほかならない」(多和田 [2005: 15]) としている。

- (13) この点は、1999年から党幹事長 (Setiausaha Agung, Secretary-General), 2005年から党副総裁 (Timbalan Presiden, Deputy President) を務めているナシャルディン・マツ・イサが自らの著作 (Nasharuddin [2001a: 27-29]) において、UMNOとPASのイデオロギーの起源の差異を設立当時の党規約を比較し、同様の指摘を行っている。
- (14) Nasharuddin [2001a] では、1951年から1982年を第1期、1982年から1990年を第2期、1990年から現在までを第3期と区分しており、筆者も基本的な考えを共有する。同書を解説した川端 [2006] も併せて参照。
- (15) ユソフ・ラワは、1922年、ペナン島のリトル・メッカと呼ばれるレボ・アチェに生まれた。国内での教育は、ペナン・フリー・スクールなど世俗教育が中心だったが、宗教教育に熱心であった父親は、メッカのアル・ファラ学院に留学させた。その後、第2次世界大戦の影響で帰国ができず、エジプト人商人とともに商売に従事した。その間、エジプト人などの顧客を通じて、当時のイスラーム思想をリードしていたイスラーム知識人との接触があり、ワッハブ派・サラフィー主義の影響を受けた。帰国後は、父親が手がけていたイスラーム関連書籍も含む出版事業を手伝った。後に自ら雑誌を出版するようになり、宗教事情について解説するなどした。また、ムスリム同胞団の創始者であるハサン・アル・バンナー (Hasan Al-Bannah, 1906-1949年) や急進派のイデオログであったサイド・クトゥブ (Sayyid Qutb, 1906-1966年) らの著作の翻訳を手がけた。1959年にはPASに入党し、党ペナン州議長に就任した。PASがBNに加盟していた間は、1973年に国連大使、1974年には第一次産業副大臣、1975年からは在アフガニスタン、トルコ、イラン大使を歴任した。イランには1979年まで駐在し、イラン・イスラーム革命を目の当たりにした。1981年の党役員選挙でアスリ総裁に近い人物を破って副総裁に当選し、1982年に党総裁に就任した。1987年から1993年まで初代の党精神的指導者を務めた後に政界から引退し、2000年4月に死去した (Farish [2005: 336-349], Kamarudin [2000: 3-11])。
- (16) ファジル・ノールは、1937年、クダ州のアロー・スターに生まれた。祖父は、タイ南部のバッタニ出身のアーリムであり、クダ州で名声を得ていた。マレー

語学校で初等教育を受けた後、マクタブ・マームッド宗教学校で学びつつ、PASでの活動を本格化した。1959年からは、クダ州クアラ・クダ支部長およびクダ州PAS評議員を務めた。1963年にエジプトのアズハル大学に留学し、エジプト・マレー協会副会長に就任し、1967年、イスラーム法学士を取得した。帰国後は、母校の宗教学校で教師を務め、1973年から1978年には、マレーシア技術大学（Universiti Teknologi Malaysia）の教員となる。1978年総選挙の際、クダ州アロー・スター州議会選挙区およびクアラ・クダ下院選挙区で立候補し落選した。1981年には副総裁補に当選し、1983年、ユソフ・ラワ総裁のもとで副総裁に就任した後、1989年にユソフ・ラワの後任として総裁に就任した。PASでの政治活動の傍ら、イスラーム系NGOでも活発に活動した。マレーシア・イスラーム福祉協会（PERKIM）の幹部を務め、ABIMでは、広報担当幹事（Setiausaha Penerangan, 1973～1974年）、副会長（1974～1978年）を務め、当時会長であったアンワールが国内治安維持法で投獄されていた期間は会長代行を担った。このほか、1974年から1976年には、マレーシア・ウラマー協会（Persatuan Ulama Malaysia）幹事長も務めていた（Kamarudin [2000: i-iv]）。

- (17) ニック・アジズは、ポンドック（pondok）の教師を父にもち、1937年クランタン州コタバルに生まれた。彼は、クランタン州とトレンガヌ州のポンドックで教育を受けた後、19世紀末以降の南アジアのイスラーム主義運動に大きな影響を及ぼしていたインドのデーオバンド学院（Dar Al-Ulum Deobandi）に留学した。その後、エジプトのアズハル大学でアラビア語学士、イスラーム法修士を取得した。マレーシアに帰国後、宗教学校の教師を務め、1967年にPASに入党した。同年のクランタン州ブンカラン・チェバ連邦下院選挙区補欠選挙に立候補し、下院議員に当選した。1978年、党ウラマー局長およびクランタン州議長に就任、1990年総選挙でPAS・S46連合がクランタン州議会を掌握した際には州首相（Chief Minister, Menteri Besar）に就任し、引退したユソフ・ラワに替わり1993年からは党精神的指導者に就任した。党務と公務の傍ら、現在も自宅裏の宗教学校で講義をもっている（Farish [2005: 474-485], Ismail Yusoff [2000], Jamal [1999: 1- 23]）。
- (18) ハディ・アワンは、1948年、ニック・アジズと同様に父親がポンドックの教師という家庭環境のもと、トレンガヌ州マランに生まれた。国内ではポンドックで教育を受けた後、サウジアラビアのマディーナ大学に留学し、1973年にイスラーム法学士を取得し、1975年、アズハル大学でイスラーム法修士を取得した。帰国後PASに入党するとともにABIMでの活動にも従事した。ハディは、流暢なアラビア語とイスラームに関する豊かな知識を背景に党での名声を高めた。1977年には、トレンガヌ州PAS青年局長に就任し、1978年総選挙の際にはトレンガヌ州議会マラン選挙区で立候補し落選、1982年総選挙では同じ選挙区から立候補し初当選した。1981年には副総裁補、1982年に副総裁補、1989年

に副総裁, 2002年に総裁に就任した (Mohamed Jusoh [2006]).

- (19) PAS独特の役職であり, 1993年に設置された。党機構上, 総裁よりも上位に位置づけられ, PASでは最高位のポストと規定されている。
- (20) この点, Syyed Vali [2001: 90] は, こうした教育を受けたPAS指導者達の考え方は小規模な街や村落部の宗教的な敏感さには調和したが, 一方で, 都市および中間層のマレー人にとっては魅力的な思想ではなかったとしている。このことは, 後に論じる選挙結果の得票率にも表われている。都市化の進んだペナン州, マラッカ州, ジョホール州などでは, 華人人口が比較的多いことと相俟って, PASの得票率は, アンワール事件の影響が大きかった1999年を除けば, 10%を下回っている (本章付表2 参照)。
- (21) たとえば, ハディ・アワンがイスラーム国家について著したAbdul Hadi Awang [1995] 等がある。
- (22) ブルハヌッディンは, 1956年から1969年まで党総裁を務めた。1911年, ペラ州のアームの父が営む農家に生まれ, スマトラおよびペナンの宗教学校で学んだ。1928年, インドに渡り, ニューデリーのイスマエリア・カレッジでホメオパシー医学を修めた。1935年に帰国し, シンガポールの学校でアラビア語教師を務めるかたわら, 雑誌『幸福の園』(*Taman Bahagia*) の出版を手がけ, イギリス植民地当局により発禁処分を受け拘束された。その後, シンガポールとジョホールバルでクリニックを開業。1939年, 青年マレー連合の活動に関与した。日本占領期には, マレー習慣・文化顧問に任命され, 1945年には半島インドネシア人民連合指導者の一員として, 大インドネシア構想のなかでのマラヤの独立に関し, スカルノ, ハッタと合意した。戦後, マラヤ・マレー国民党に関与し, 1946年に総裁に就任した。1955年には汎マラヤ・マレー青年会議議長に選出され, 翌1956年にPAS総裁に就任した (Kamarudin [1980: 1- 8], Funston [1980: 118-120] を参照)。
- アスリは, 1923年クランタン州コタバル生まれ。イスラーム教師を父にもつ。マレー語学校を卒業した後, ジャーナリスト, イスラーム学校でのマレー語教師をした。マラヤ国民党, イスラーム党に参加したが, 1951年のPAS設立時には参加しなかった。1953年になってPASに入党し, 1954年にクランタン州PAS議長に就任。1959年総選挙においてPASがクランタンおよびトレンガヌの両州政権を奪取したことは, アスリが原動力になったといわれている。1961年には副総裁補, 1964年には副総裁およびクランタン州首相に就任し, 1971年総裁に就任した。PASがBNに加盟した後は, 1973年, 連邦政府の土地・鉱業相に就任した。アスリは, 政治活動において, マレー語公用語化, マレー人の教育強化, マレー人の経済的地位向上を強調し, マレー・ナショナリストとして評価を得ていた (Funston [1980: 123-125])。
- (23) 現在はJawatankuasa Kerja PAS Pusat(中央執行委員会) と呼ばれている。こ

の呼称は、筆者が確認した限り、党規約上では1987年改正のものから使用され始めている。

- ②4) 無論、ウラマー局長以外の委員がアーリムである可能性はある。ここでは、制度的にウラマーの参加が保障されているのが1名ということである。なお、ウラマー評議会が設置される前の党規約（1977年改正）によれば、構成員は、総裁1名、副総裁1名、副総裁補2名、3部局長（ウラマー部、青年部、婦人部）、幹事長1名、財務局長1名、委員18名からなる（PAS [1977: 20-21]）。
- ②5) Riddell [2001: 81-83] では、近代化に対するイスラーム主義者達のさまざまな対応の類型について、古典主義者、復古主義者、近代主義者の3つに分類する。そして、同 [224-230, 241-246] で、ニック・アジズおよびハディ・アワンを古典主義者、アンワールを近代主義者として紹介している。
- ②6) PASが党员に対し、礼拝の場所、結婚、食用動物の屠殺等において、UMNO支持者と行動をともしなくてはならず、UMNO党员は異端の徒であるとした運動。この政策は、1963年から現われ始めたと思われている。PASがBNに参加した1973年から1977年の間は沈静化したが見られるが、PASがBNを脱退してからは再度激化した。村落部でPAS党员とUMNO党员が別々のモスクで礼拝していたことなどが報告されている（堀井 [1998: 260-263]）
- ②7) Mohamad Abu Bakar [2000: 133] を参照。この論文は、UMNOとPASの異端視論争につき、1955年から2000年までの動向を包括的に扱っており、他に類する論文が存在しないこともあり、イスラーム政治を考察するうえで大変興味深い先行研究である。
- ②8) ハディ教書については、中田 [2002] 参照。この論文は、ハディに対するインタビュー等をもとに、ハディがピン・パズ（1912-1999年。1993年から1999年までサウジアラビアの最高ムフティを務め、法解釈等においてワッハーブ派に多大な影響を与えた。また、ハディがマディーナのイスラーム大学に留学していた当時の学長でもあった）とユソフ・カラダーウィー（Yusof Qaradawi, 1926-。1980年代以降エジプトのムスリム同胞団の中道派の代表的なイデオログとして影響力を強めた。アズハル大学を卒業。現在、カタル大学イスラーム法学部長として教育に従事）の影響を受けていると指摘する。そのうえで、ハディ教書は、1950年代以降のワッハーブ派とムスリム同胞団が発展させた反人定法論の系譜を引くものと結論づけている。
- ②9) PAS党员であったウラマーのイブラヒム・マームード（Ibrahim Mahmood, 通称イブラヒム・リビヤ/Ibrahim Libya）の教えが国家ファトワー委員会により異端と判断され、1985年11月、イブラヒムとその師弟が警察と衝突を起こし、死傷者が発生した事件（Farish [2005: 396-406]）。バリン事件とも呼ばれる。
- ③0) ここでは、得票率は各政党が獲得した得票数を投票数で除したものとした。
- ③1) 詳しく金子 [2004] 参照。

- ③2 なお、PASのイスラーム化がこの勝利をもたらした直接の要因が否かについては議論の余地がある。ここでは、政権樹立後のPASの政策運営を論じることが目的であるため、深くは立ち入らない。この点について、Khong [1991] は、クランタン州スルタンによる反UMNOの動き、ラザレイS46総裁のクランタン州における影響力の強さ、クランタン州におけるPASのイスラーム的権威の3点を指摘している。また、Mohammad Agus [1996b] は、PASとS46が団結したというイメージが州民に強くもたれたこと、UMNOとスルタンの関係悪化、クランタン州におけるPASの指導者であったニック・アジズがアーリムとして州民の尊敬を受けていたこと、APUの選挙マシーンが草の根によく入り込み有効に機能したこと、APUの共同公約の内容がBNの公約よりも州民にとって魅力があったこと、UMNOに有利な報道が州民の怒りを買ったことの6点をあげている。
- ③3 クランタン州における酒類販売の規制については、多和田 [2005: 175-200] で詳しく論じられている。Muhammad Syukri [1999, 2000] でも、クランタン州のPAS政権による政策が概括的に紹介されている。トレンガヌ州については、イスラーム刑法導入についての州民の意識をアンケート調査したGazali and Mazni [2005] などがある。
- ③4 PAS州政権が導入しようとしたイスラーム刑法は、イスラーム法上のハッド刑 (hadd) を中心として、キサース刑 (同害報復刑, Qisas) およびタアズィール刑 (矯正刑, Ta'zir) であった。ハッド刑は「クルアーンあるいはハディースに言及され、その量刑を変えることのできないイスラーム刑法上の身体刑」と定義され、同刑が執行されるのは「姦通罪、姦通に関する中傷罪、飲酒罪、窃盗罪、追い剥ぎ罪」とされている。1993年クランタン州イスラーム刑法 (Enakmen Undang-Undang Kanun Jenayah Syariah (II) 1993, Syariah Criminal Code (II) 1993) では、上記に加えて、背教罪 (irtidad, riddah) が加えられている (同法の全文は、Rose Ismail [1995: 105-142] (英語), Mohammad Hashim [2003: 161-206] (マレー語) に所収されており、要点は*The Star* [November 26, 1993] がよくまとまっている。この他、クランタン州におけるイスラーム刑法の議論は、Mohammad Hashim [2000], Hooker [2003] なども参照)。キサース刑は「同害報復刑」であり、「加害者に対して被害者と同程度の報復を科す刑罰」とされ、同刑が科せられるのは、「殺人と傷害だけであり、意図的犯罪だけである」とし、タアズィール刑は、「矯正刑であり、裁判官の裁量に任せられ」、「矯正を目的とした教育的刑罰」である (イスラーム刑法の定義・解説は森伸生「キサース刑」「タアズィール刑」「ハッド刑」大塚他編 [2001: 301, 589, 764] を参照)。
- ③5 2001年8月に筆者が行ったインタビューでの発言。また、クランタン州におけるイスラーム刑法導入当時に、ニック・アジズ州首相の政務秘書官を務めて

いたワン・ラヒムは、「PASが目指すイスラーム国家にとって重要なことは、刑法も含むイスラーム法であり、ゆくゆくはすべてを神の法律に合わせなければならない」と述べている（筆者によるインタビュー）。

- (36) 憲法改正の他、既存のイスラーム関連法規の改正が行われた（イスラーム行政法などはすでに1950年代に各州で実施されていたが、1980年代に改正が行われている〔Hamayotsu[2003: 61], Farid, Tajul Aris, and Mohd Hisham[2001 〕）。
- (37) これ以前にも、PASは一般論として完全なイスラーム法（＝イスラーム刑法も含む）の導入に言及したことはあった。ここでは、クランタン州やトレンガヌ州における具体的な導入に向けての意思表示という意味とする。
- (38) “ Dr Mahathir to Aziz: Try Hudud Laws Now,” *New Straits Times*, April 17, 1992.
- (39) ラザレイ・ハムザ（Razaleigh Hamzah）S46総裁の政務秘書官を務めたアフマド・シャベリ・チークは、「ブキッ・パヨン補欠選挙の際のマハティール首相（当時）の発言は、イスラーム刑法導入にまだ本格的に動いていなかったPASを刺激し、PASの動きが加速化した」と述べている（2005年11月の筆者によるインタビュー）。
- (40) 1990年選挙時点ではS46所属で当選したNordin SallehとWan Mohd Najib Wan Mohamedが1992年にUMNOへ鞍替えした。
- (41) *New Straits Times*, November 26, 2003および*The Star*, November 26, 1993.
- (42) *New Straits Times*, May 16, 1994 “ Hudud Law Gets Sultan’s Consent. ”
- (43) この点、当時、党幹部を務めていたKeadilanのTian Chuaは、2006年1月に行った筆者によるインタビューに対し、「PASは全国レベルではイスラーム刑法導入の主張をしないと約束しており、共同公約に盛り込むことを断念したため、安心していた。しかしながら、トレンガヌ州でのイスラーム刑法導入を行うとの主張を他のBA構成党の承諾を得ずに行い、非常に驚いた」と述べている。
- (44) *Utusan Malaysia*, July 9, 2002
- (45) “ Sultan Mizan Gives Consent to Hudud Law,” *The Star*, August 1, 2002.
- (46) 内容については、“ Hudud Bill Passed: Terengganu Says Islamic Laws Will Eventually Cover Non-Muslims,” *The Star*, July 9, 2002など当時の新聞記事に詳細な紹介がある。
- (47) “ DAP’s Stand on Syariah CodeII ” *Rocket*, April 26, 1993.
- (48) “ BN Reps Tell Why They Support the Hudud Bill,” *New Straits Times*, November 28, 1993. また別途、UMNO所属下院議員の一部もイスラーム刑法はムスリムとして導入すべきものと発言している（“ Ahli Parlimen UMNO akan menyokong pindaan perlembagaan mengenai hukum hudud (UMNO所属議員はハッド刑に関する憲法改正を支持する), *Utusan Malaysia*, April 30, 1992 参照）。

- (49) 1991年から1997年, ABIM第4代総裁を務めた。
- (50) “Abim: Hudud Laws Should Not Apply to Non-Muslims,” *New Straits Times*, May 6, 1992。
- (51) シスターズ・イン・イスラームは1988年に結成された。その影響力については、さまざま意見のあるところであるが、新聞、出版、テレビ、インターネット、講演等において、ザイナ・アンワール (Zainah Anwar) 所長をはじめ有力メンバーが積極的に発言していることに鑑みれば、都市中間層への影響力を一定程度は認めることができよう。
- (52) “State Challenged to Give Commitment on Law,” *New Straits Times*, July 8, 2002。
- (53) 原語は、同報告書において、Lajnah Penerangan, Dakwah dan Penyelidikanとなっているが、1993/94年次報告書では、Lajnah Penerangan dan Dakwah、1994/95年次報告書ではLajnah Penerangan dan Penyelidikanなど名称の変更がたびたび行われている。そのため、ここでは混乱を避けるために党員向けにPASから出版されている最新のPASの党運営のハンドブック的なPAS [2002b: 28] の標記であるLajnah Penerangan dan Dakwahにもとづき和訳を布教・情宣局と便宜的に統一する。
- (54) 副局長にマレーシア華人ムスリム協会 (Malaysian Chinese Muslim Association: MACMA) 幹事長アン・ワンセン (Ann Wan Seng)、委員にはクランタン州議会議員アンワール・タン・アブドゥラ (Anwar Tan Abdullah) およびカマル・コー (Kamal Koh) MACMA出版局長が就任した。なお、アン・ワンセンには、*Rahsia Arqam* (アルカムの秘密)、Pahang: PTS Millenia, 2005などのイスラーム主義諸団体に関する著作がある。なお、アルカムは、1968年に預言者ムハンマドの時代の社会秩序を実践しようとしたイスラーム主義団体。指導者のアシャーリ (Ustaz Ashaari) が自ら首相になる等発言し、国家の脅威とされ、1994年に国内治安法で逮捕、同年には活動が非合法化された。
- (55) ビジョン2020をめぐる政治過程は本書第2章参照。
- (56) イスラーム諸国会議機構 (Organization of Islamic Conferences: OIC) に加盟している57カ国のうち、イスラーム刑法を国家レベルで実施しているのは、パキスタン、スーダン、イラン、サウジアラビアの4カ国のみにとどまっている。

[参考文献]

日本語文献

- 大塚和夫他編 [2001] 『岩波イスラーム辞典』岩波書店。
- 金子芳樹 [2004] 「マハティール体制の政治過程」(関根政美・山本信人編 『現代東

- アジアと日本 4 海域アジア』慶應義塾大学出版会) 201-230ページ。
- 川端隆史 [2002] 「国際問題から国内問題へ転化したPASの言説」(『JAMS News』 No.22 1月 日本マレーシア研究会) 18-21ページ。
- [2006] 「文献案内 50 Tahun Mempelopori Perubahan - menyingkap kembali perjuangan PAS 50 Tahun (革新を求めての50年: PAS50年の闘争をふりかえる)」(『JAMS News』 No.34 3月 日本マレーシア研究会) 48-52ページ。
- 佐藤考一 [1996] 「マルチ・エスニック国家マレーシアの選択」(小杉泰編 『イスラームに何がおきているか』 平凡社) 197-212ページ。
- 多和田裕司 [2005] 『マレー・イスラームの人類学』 ナカニシヤ出版。
- 鳥居高 [2003] 「マハティール政権下の開発政策とイスラーム」(『アジア研究』 第49巻第1号 1月)。
- 中田考 [2002] 「マレー世界とイスラーム研究 PAS (汎マレーシア・イスラーム党) ハーディー・アワン「教書」の「背教宣告」問題によせて」(『イスラーム世界』 第58号 3月 日本イスラーム協会) 63-75ページ。
- 堀井健三 [1998] 『マレーシア村落社会とブミプトラ政策』 論創社。

外国語文献

- Abdul Hadi Awang [1995] *Sistem Pemerintahan Negara Islam* (イスラーム国家の行政制度), Pulau Pinang: Dewan Muslimat.
- Alias Mohamed [1991] *Malaysia's Islamic Opposition: Past, Present and Future*, Kuala Lumpur: Gateway Publishing House.
- [1994] *PAS's Platform: Development and Change 1951-1986*, Kuala Lumpur: Gateway Publishing House.
- Aliran [1992] "Hudud Law Controversy: Chronology of Events," *Aliran Monthly*, 12(4), pp.3-7.
- Amarjit Kaur [2001] *Historical Dictionary of Malaysia*, second edition, Maryland: Scarecrow Press.
- Amrita Malhi [2003] "The PAS-BN Conflict in the 1990's: Islamism and Modernity," in Virginia Hooker and Norani Othman eds., *Malaysia: Islam, Society and Politics*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp.236-265.
- Ariffin Omar [1992] "The Hudud Laws: Debate Has Brought about Tension," *Aliran Monthly*, 12(4), p.2.
- Chandra Muzaffar [1987] *Islamic Resurgence in Malaysia*, Selangor: Penerbit Fajar Bakti.
- Farid Sufian, Tajul Aris Ahmad Bustami, and Mohd Hisham Mohd Kamal [2001] *Administration of Islamic Law in Malaysia: Text and Material*, Kuala Lumpur: Malayan Law Journal.

- Farish A. Noor [2005] *Islam Embedded: The Historical Development of the Pan-Malaysian Islamic Party PAS (1951-2003)*, Volume 1 & 2, Kuala Lumpur: Malaysian Sociological Research Institute.
- Funston, John [1980] *Malay Politics in Malaysia: A Study of UMNO and PAS*, Kuala Lumpur: Heinemann Education Books.
- Gazali Mahyudin and Mazni Buyong [2005] “Pemahaman Tentang Hukum Hudud di Terengganu dan Selangor” (トレンガヌ州とスランゴール州におけるイスラーム刑法に対する理解), in Siti Daud and Zarina Othman eds., *Politik dan Keselamatan* (政治と安全保障), Selangor: Penerbit Universiti Kebangsaan Malaysia, pp.55-70.
- Hamayotsu, Kikue [2003] “Politics of Syariah Reform: The Making of the State Religio-Legal Apparatus,” in Virginia Hooker and Noraini Othman eds., *Malaysia: Islam, Society and Politics*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp.55-79.
- Hilley, John [2001] *Malaysia: Mahathirism, Hegemony and the New Opposition*, New York: Zed Books.
- Hooker, M.B. [2003] “Submission to Allah? The Kelantan Syariah Criminal Code (II)1993,” Virginia Hooker and Noraini Othman eds., *Malaysia: Islam, Society and Politics*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, pp.80-98.
- Hussin Mutalib [1993] *Islam in Malaysia: From Revivalism to Islamic State?* Singapore: Singapore University Press.
- Ismail Yusoff [2000] “Nik Aziz: Antara Pemikiran Islam dan Penglibatan Politik” (ニック・アジズ イスラーム思想と政治への関わり), *Pemikir*, Oktober-Disember, pp.49-80.
- Jamal Mohd Lokman Sulaiman [1999] *Biografi Tuan Guru Dato' Haji Nik Abdul Aziz* (ニック・アブドゥル・アジズの伝記), Selangor: Sulfa Human Resources and Development.
- Kamarudin Jaffar [1980] *Dr. Buruhanuddin Al Helmy: Pemikiran dan Perjuangan* (ブルハヌッディン・ヘルミー 思想と闘争), Kuala Lumpur: IKDAS.
- [2000] Memperingati Yusof Rawa (ユソフ・ラウを回顧する), Kuala Lumpur: IKDAS.
- [2001] *Fadzil Noor - Perjuangan dan Pemikiran* (ファジル・ノール 闘争と思想), Kuala Lumpur: Dewan Muslimat.
- Kamarulnizam Abdullah [2003] *The Politics of Islam in Contemporary Malaysia*, Selangor: Penerbit Universiti Kebangsaan Malaysia.
- Kessler, Clive S. [1978] *Islam and Politics in a Malay State: Kelantan 1838-1969*, Ithaca: Cornell University.

- Khong Kim Hoong [1991] *Malaysia's General Election: Continuity, Change, and Ethnic Politics*, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Khoo Boo Teik [1995] *Paradoxes of Mahathirism: An Intellectual Biography of Mahathir Mohamad*, New York: Oxford University Press.
- [2003] *Beyond Mahathir: Malaysian Politics and Its Discontents*, London: Zed Books.
- Liew Chin Tong [2005] " Rise of Leadership by Ulama in PAS , " Malaysiakini.com, Jan.17, 2005(part 1) and Jan.18, 2005(part 2) 2006年 6月27日にhttp://www.malaysiakini.com/よりダウンロード).
- Lim Kit Siang [2001] *BA and Islamic State*, Selangor: Democratic Action Party.
- Malaysia, Election Commission [1983] *Report on the Malaysian General Elections 1982*, Kuala Lumpur: Government Printer.
- [1988] *Report on the Malaysian General Elections 1986*, Kuala Lumpur: Government Printer.
- [1992] *Report on the Malaysian General Elections 1990*, Kuala Lumpur: Government Printer.
- [1997] *Report of the General Election Malaysia 1995*, Kuala Lumpur: Government Printer.
- [2002] *Report of the General Election Malaysia 1999*, Kuala Lumpur: Government Printer.
- Malaysia, Government of [1986] *Fifth Malaysian Plan, 1986-1990*, Kuala Lumpur: Government Printer.
- Mohamad Abu Bakar [2000] " Isu 'Kafir Mengkafir' Dalam Politik Kepartian 1955-2000 " (1955年から2000年の政党政治における異端宣言政策問題) , *Pemikir*, Julai-September, pp.121-159.
- Mohamed Jusoh [2006] *Cinta Haji Hadī (ハヂイの愛)* ,Kuala Lumpur: WJ Publishing Consultant.
- Mohammad Agus Yusoff ed. [1996a] *Perkembangan Perubahan Sosio-Politik Kelantan, 1955-1995* (1955年から1995年におけるクランタン州の社会経済変化と発展) , Bangi: Universiti Kebangsaan Malaysia.
- Mohammad Agus Yusoff [1996b] " Pilihanraya Umum 1990: Mengapa Rakyat Kelantan Menolak Barisan Nasional " (1990年総選挙 なぜクランタン州民はBNを拒否したのか) , in Mohammad Agus Yusoff ed.[1996a] , pp.149-168.
- Mohammad Hashim Kamali [1995] *Punishment in Islamic Law: An Inquiry into the Hudud Bill of Kelantan*, Selangor: Ilmiah Publishers.
- [2000] *Islamic Law in Malaysia: Issues and Development*, Selangor: Ilmiah

Publishers.

- [2003] *Hukuman Dalam Undang-Undang Islam: Suatu Penelitian Terhadap Hukum Hudud Kelantan dan Terengganu* (イスラーム法における刑罰 クランタンとトレンガヌのイスラーム刑法についての一考察), Selangor: Ilmiah Publishers (Mohamad Hashim [1995] のマレー語訳であるが, トレンガヌ州におけるイスラーム刑法についての考察が加筆されているため別途掲載した).
- Muhammad Syukri Saleh [1999] “ Establishing an Islamic State: Ideals and Realities in the State of Kelantan, Malaysia, ” *Southeast Asian Studies* (『東南アジア研究』 京都大学東南アジア研究センター), Vol.37, No.2, September, pp.235-256.
- [2000] “ Kelantan dan Dasar Islamisasi ” (クランタンとイスラーム促進政策), *Pemikir*, Julai-September, pp.161-186.
- Nagata, Judith [1984] *The Reflowering of Malaysian Islam: Modern Religious Radicals and Their Roots*, Vancouver: University of British Columbia Press.
- Nasharuddin Mat Isa [2001a] *50 Tahun Mempelopori Perubahan - menyingkap kembali perjuangan PAS 50 Tahun* (革新を求めての50年 PAS50年の闘争をふりかえる), Selangor: Penerbitan Ahnaf.
- [2001b] *The Islamic Party of Malaysia (PAS): Ideology, Policy, Struggle and Vision towards the New Millennium*, Selangor: Islamic Party of Malaysia.
- Norhashimah Mohd. Yasin [1996] *Islamisation /Malaysianisation: A Study on the Role of Islamic Law in the Economic Development of Malaysia: 1969-1993*, Kuala Lumpur: A.S. NOORDEEN.
- Riddell, Peter [2001] *Islam and the Malay-Indonesian World*, Singapore: Horizon Books.
- Rose Ismail ed. [1995] *Hudud in Malaysia: The Issues at Stake*, Kuala Lumpur: Sisters in Islam.
- Safie Ibrahim [1981] *The Islamic Party of Malaysia: Its Formative Stages and Ideology*, Kuala Lumpur: University of Malaya.
- Saliha Hassan [2003] “ Islamic Non-governmental Organisations, ” in Meredith Weiss and Saliha Hassan eds., *Social Movement in Malaysia: From Moral Communities to NGOs*, London: Routledge Curzon, pp.97-114.
- Shamsul, A. B. [1997] “ Identity Construction, Nation Formation, and Islamic Revivalism in Malaysia, ” in Robert W. Hefner and Patricia Horvatic eds., *Islam in an Era of Nation-States*, Hawaii: University of Hawaii, pp.207-227.
- Syed Ahmad Hussein [2002] “ Muslim Politics and the Discourse on Democracy, ” in Francis Loh Kok Wah and Khoo Boo Teik eds., *Democracy in Malaysia: Discourses and Practices*, London: Curzon Press, pp. 74-107.

Syyed Vali Reza Nasr [2001] *Islamic Leviathan: Islam and the Making of State Power*,
New York: Oxford University Press.

Zainah Anwar [1987] *Islamic Revivalism in Malaysia: Dakwah among the Students*,
Petaling Jaya: Pelanduk Publications.

政党刊行物

PAS年次報告書

Parti Islam SeMalaysia [1990a] *Laporan Tahunan PAS 1989-1990*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1991] *Laporan Tahunan PAS 1990-1991*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1992] *Laporan Tahunan PAS 1991-1992*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1993] *Laporan Tahunan PAS 1992-1993*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1994a] *Laporan Tahunan PAS 1993-1994*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1995] *Laporan Tahunan PAS 1994-1995*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1996] *Laporan Tahunan PAS 1995-1996*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1997] *Laporan Tahunan PAS 1996-1997*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1998] *Laporan Tahunan PAS 1997-1998*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1999] *Laporan Tahunan PAS 1998-1999*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[2000] *Laporan Tahunan PAS 1999-2000*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[2001] *Laporan Tahunan PAS 2000-2001*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[2002a] *Laporan Tahunan PAS 2001-2002*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[2003a] *Laporan Tahunan PAS 2002-2003*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

PAS党規約

Parti Islam SeMalaysia [1977] *Perlembagaan Parti Islam SeMalaysia (PAS) (Pindaan 1997)*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1987] *Perlembagaan Parti Islam SeMalaysia (PAS) (Pindaan 1987)*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[1994b] *Perlembagaan Parti Islam SeMalaysia (PAS) (Pindaan 1993)*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[2002b] *Perlembagaan Parti Islam SeMalaysia (PAS) (Pindaan 2001)*, Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

その他PASによる出版物

Parti Islam SeMalaysia [1990b] *Manifesto Politik / Pilihanraya PAS 1990 "Membangun Bersama Islam"* (1990年PAS選挙公約「イスラームとともに発展」), Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[2002c] *Memahami Pengurusan & Pentadbiran PAS* (PASの運営と行政を理解するために), Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

[2003b] *Keputusan Pemilihan PAS 1971-2002* (1971年から2002年までのPAS党役員選挙結果), Selangor: Parti Islam SeMalaysia.

UMNO党規約

Pertubuhan Kebangsaan Melayu Bersatu (UMNO) [1998] *Perlembagaan UMNO* (UMNO党規約), Kuala Lumpur: Ibu Pejabat Pertubuhan Kebangsaan Melayu Bersatu (なお , 2006年7月19日時点で最新版はUMNOの公式ウェブサイトである<http://www.umno-online.com/>にて閲覧可能) .

DAPによる出版物

DAP [1993] “ DAP’s Stand on Syariah Code II , ” *Rocket*, April 26, p.8.

< 新聞・雑誌・インターネット報道機関 >

Aliran

New Straits Times

The Star

The Sun

Utusan Malaysia

Malaysiakini.com (インターネットのみ)

付表1 1982-1999年連邦下院選挙結果(全国)
主要政党の獲得議席数

	1982	1986	1990	1995	1999
BN	103	112	99	121	102
PAS	5	1	7	7	27
S46	-	-	8	6	-
KeADiIlan	-	-	-	-	5
DAP	6	19	18	8	10
定数	114	132	132	142	144

(注) サバ州, サラワク州, ラブアンを除く。

(出所) 選挙管理委員会 (Malaysia, Election Commission [1983, 1988, 1992, 1997, 2002])
および各種報道にもとづき筆者作成。

付表 2 1982 - 1999年連邦下院選挙結果（州別） 主要政党の獲得議席数・
政党得票数

ブルリス州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	2(67.80)	1(62.30)	2(66.47)	1(65.16)	2(65.45)	1(64.84)	3(68.48)	5(68.10)	3(56.17)	12(56.02)
PAS	0(32.20)	1(35.01)	0(33.53)	0(33.33)	0(18.03)	0(16.69)	0(20.00)	0(22.87)	0(31.84)	3(39.32)
S46	未結党				0(16.52)	0(15.81)	0(12.32)	0(9.03)	解党	
KeADllan	未結党								0(12.99)	0(4.66)
その他				0(1.51)		0(2.66)				
定数	2	12	2	14	2	14	3	15	3	15

クダ州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	12(61.24)	24(62.29)	14(60.20)	25(60.63)	14(63.23)	20(61.40)	15(64.56)	34(62.90)	7(55.77)	24(55.26)
PAS	1(32.45)	2(33.22)	0(35.66)	3(35.32)	0(15.94)	1(24.09)	0(24.85)	2(31.49)	0(30.35)	12(41.06)
S46	未結党				0(20.52)	0(10.09)	0(10.31)	0(2.87)	解党	
KeADllan	未結党								0(11.54)	
DAP	0(5.99)	0(4.24)	0(4.09)	0(4.02)	0(1.11)	1(3.26)		0(2.52)	0(2.34)	0(3.24)
その他	0(0.31)	0(0.25)	0(0.06)	0(0.03)	0(0.11)	0(1.17)	0(0.24)	0(0.22)		0(0.44)
定数	13	26	14	28	14	28	15	36	15	36

クランタン州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	0(52.78)	20(51.06)	12(54.14)	20(53.44)	0(32.73)	0(32.94)	2(42.18)	7(42.88)	1(38.91)	2(38.41)
PAS	4(46.53)	10(46.64)	1(45.86)	10(46.02)	0(32.48)	24(42.09)	0(25.43)	24(36.58)	10(47.48)	41(61.03)
S46	未結党				7(34.19)	14(21.99)	0(31.21)	12(18.46)	解党	
Berjasa	未結党					1(1.79)	解党			
KeADllan	未結党								3(13.47)	0(0.64)
DAP	0(0.58)	0(0.36)		0(0.53)		0(0.53)				
その他	0(0.11)	0(1.94)			0(0.60)	0(0.66)	0(1.18)	0(2.68)	0(0.09)	0(0.02)
定数	12	36	13	39	13	39	14	43	14	43

トレンガヌ州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	7(57.41)	23(56.67)	8(60.19)	30(60.08)	6(54.11)	23(54.24)	7(54.71)	23(55.42)	0(41.42)	4(41.66)
PAS	0(41.36)	5(40.89)	0(39.81)	2(39.73)	1(21.97)	7(30.49)	1(22.53)	0(30.58)	7(52.01)	28(58.25)
S46	未結党				1(23.70)	2(14.55)	0(22.76)	0(13.86)	解党	
KeADllan	未結党								1(6.69)	
DAP						0(0.58)		0(0.14)		
その他	0(1.23)	0(2.44)		0(0.19)	0(0.22)	0(0.14)			0(0.06)	0(0.08)
定数	7	28	8	32	8	32	8	32	8	32

ペナン州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	7(56.22)	25(59.34)	5(49.44)	23(51.02)	5(51.00)	19(53.45)	8(60.76)	32(65.80)	6(51.36)	30(58.54)
PAS	0(2.50)	0(7.03)	0(6.47)	0(8.05)	0(3.42)	0(3.62)	0(2.44)	0(2.65)	0(1.83)	1(6.42)
S46	未結党				0(1.71)	0(4.76)	0(2.41)	0(1.32)	解党	
KeADllan	未結党								1(11.39)	1(11.33)
DAP	2(36.04)	2(26.52)	6(39.73)	10(37.37)	6(40.62)	14(36.99)	3(33.9)	1(29.93)	4(35.22)	1(23.45)
その他	0(5.23)	0(7.11)	0(4.36)	0(3.56)	0(3.25)	0(11.8)	0(0.40)	0(0.30)	0(0.20)	0(0.26)
定数	9	27	11	33	11	33	11	33	11	33

ペラ州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	21(61.23)	38(60.35)	19(55.37)	33(54.17)	19(56.17)	33(55.80)	23(68.32)	51(69.38)	20(55.49)	44(55.44)
PAS	0(13.04)	0(11.35)	0(14.97)	0(14.30)	0(4.87)	0(6.97)	0(2.77)	0(9.19)	2(12.49)	3(16.75)
S46	未結党				0(11.90)	0(13.76)	0(9.06)	0(5.21)	解党	
KeADllan	未結党								0(10.70)	1(10.88)
DAP	0(25.41)	4(26.42)	4(28.73)	13(29.98)	4(26.70)	13(22.81)	0(19.60)	1(15.79)	1(20.88)	4(16.71)
その他	0(0.31)	0(1.88)	0(0.93)	0(1.54)	0(0.36)	0(0.66)	0(0.24)	0(0.43)	0(0.44)	0(0.21)
定数	21	42	23	46	23	46	23	52	23	52

バハマン州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	0(60.39)	31(62.16)	10(64.31)	32(64.92)	10(63.04)	31(61.70)	11(70.88)	37(67.91)	11(57.02)	30(54.70)
PAS	0(20.12)	0(19.40)	0(22.90)	0(19.21)	0(9.28)	0(12.27)	0(7.14)	0(13.50)	0(22.12)	0(27.54)
S46	未結党				0(20.58)	1(13.74)	0(16.35)	0(10.22)	解党	
KeADllan	未結党								0(13.68)	1(7.04)
DAP	0(17.15)	1(13.17)	0(12.79)	1(14.97)	0(7.13)	1(11.35)	0(4.37)	1(7.83)	0(7.17)	1(10.33)
その他	0(2.33)	0(5.26)		0(0.90)		0(0.94)	0(1.26)	0(0.54)		0(0.12)
定数	8	32	10	33	10	33	11	38	11	38

スランゴール州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	11(63.58)	31(68.46)	12(63.16)	37(62.44)	11(58.19)	35(60.04)	17(74.60)	45(73.68)	17(54.75)	42(56.52)
PAS	0(7.33)	0(8.28)	0(9.50)	0(10.84)	0(1.89)	0(4.57)	0(1.82)	0(6.19)	0(11.13)	0(19.44)
S46	未結党				0(17.56)	1(18.11)	0(13.66)	0(6.10)	解党	
KeADllan	未結党								0(18.82)	1(8.73)
DAP	0(24.30)	1(19.94)	2(21.29)	5(23.52)	3(22.36)	6(17.10)	0(6.72)	3(13.65)	0(12.44)	1(14.91)
その他	0(4.79)	1(3.32)	0(6.05)	0(3.2)		0(0.18)	0(3.20)	0(0.38)	0(2.86)	0(0.40)
定数	11	33	14	42	14	42	17	48	17	48

ヌグリ・スンピラン州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	0(67.30)	22(66.33)	5(64.44)	24(62.59)	7(60.24)	24(61.49)	7(79.03)	31(72.52)	7(59.20)	32(60.16)
PAS	0(4.48)	0(4.75)	0(5.23)	0(5.69)		0(1.51)	0(2.33)	0(2.04)	0(8.39)	0(12.02)
S46	未結党				0(16.58)	0(14.87)	0(9.20)	0(8.05)	解党	
KeADllan	未結党								0(8.32)	0(11.21)
DAP	0(27.43)	2(26.30)	2(30.34)	4(26.79)	0(23.18)	4(21.82)	0(17.81)	1(16.45)	0(24.09)	0(16.35)
その他	0(0.79)	0(2.61)		0(4.92)		0(0.31)	0(0.63)	0(1.94)		0(0.25)
定数	6	24	7	28	7	28	7	32	7	32

マラッカ州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	3(66.44)	18(69.77)	4(58.43)	17(62.79)	4(60.55)	17(62.74)	4(67.77)	22(69.38)	4(56.75)	21(57.41)
PAS	0(12.34)	0(7.70)	0(9.39)	0(11.58)	0(2.02)	0(6.05)	0(7.76)	0(10.80)	0(10.76)	0(13.69)
S46	未結党				0(20.31)	0(11.35)	0(3.47)	1(2.52)	解党	
KeADllan	未結党								0(18.21)	0(8.60)
DAP	1(21.22)	2(21.71)	1(32.18)	3(24.41)	1(17.12)	3(18.98)	1(21.00)	2(17.30)	1(14.28)	4(20.30)
その他		0(0.81)		0(1.23)		0(0.88)				
定数	4	20	5	20	5	20	5	25	5	25

ジョホール州

	1982		1986		1990		1995		1999	
BN	16(73.70)	32(70.99)	18(65.72)	35(67.99)	18(61.49)	31(61.51)	20(79.44)	40(77.26)	20(72.97)	40(72.32)
PAS	0(4.30)	0(2.56)	0(5.42)	0(8.91)		0(1.87)	0(2.53)	0(2.28)	0(6.82)	0(15.91)
S46	未結党				0(20.49)	1(19.92)	0(9.00)	0(9.14)	解党	
KeADllan	未結党								0(7.46)	0(1.67)
DAP	0(16.82)	0(18.10)	0(17.75)	1(13.91)	0(15.10)	4(13.35)	0(6.94)	0(8.57)	0(9.41)	0(8.63)
その他	0(5.18)	0(8.35)	0(11.1)	0(9.18)	0(0.39)	0(3.35)	0(2.09)	0(2.75)	0(3.33)	0(1.48)
定数	16	32	18	36	18	36	20	40	20	40

(注) 各年の左の数字は連邦下院，右の数字は州議会での獲得議席数。括弧内は得票率%。

(出所) 付表1と同じ。

